

いま、町の人口は
(昭和47年2月12日現在)

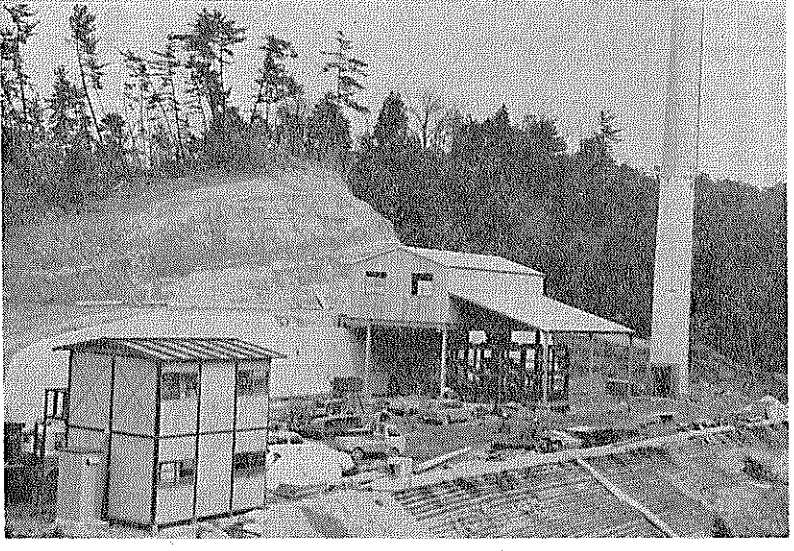
男	12,281人
女	12,586人
計	24,867人
世帯数	6,831

たなべ

72.2
No. 89

田辺町役場
TEL 山城田辺
07746-0-0271
発行人 京都府田辺町
企画広報課
印刷所 奥田印刷 K K

特集 新しい町づくり推進の最大の課題



じんかい焼却場の拡張

いま、私たちのふるさと田辺は、京阪神の大都市の近郊にあつて、いちじるしい変容をきたしつつあります。そして、住民の生活水準の向上や人口の増加によって、住民のすべてが日常不便のない、豊かで、文化的な生活を営むことができるよう、生活環境の整備が、町施策のなかでもとくに重要視されています。

いま、私たちのふるさと田辺は、京阪神の大都市の近郊にあつて、いちじるしい変容をきたしつつあります。そして、住民の生活水準の向上や人口の増加によって、住民のすべてが日常不便のない、豊かで、文化的な生活を営むことができるよう、生活環境の整備が、町施策のなかでもとくに重要視されています。

一日も早く、環境衛生センター建設を

住民のみなさんにおねがい
田辺町長 原田喜代次

いま町が直面しています。でなく、町全体として取り組まねばならないと考える最大の施策は「環境衛生センター」の建設であります。町南部の中央の位置に定め、このセンター建設について、私が現在考えておられる建設を中央に、建設することを、関係するところも七地区に及ぼすことを申しあげ、みなさんの深いご理解と全面的なご協力を得たいと思つて、届いてその周辺の環境美化を、環境衛生センター建設の位置と考へたわけですが、つぎに田辺町大字三山木小字芝の地先に選んだかき、ご説のあたりに、昔の木津川の明申しあげます。こうした河床にあたります。しかも、普賢寺川沿いであることか、使用水量も豊富にある

つぎつぎに 生活環境を整備

新しい町づくりを進めるなかで、町が直面している大きな課題は、みなさんご承知のとおり「環境衛生センター」の建設です。

この「環境衛生センター」については、原田町長が住民のみなさんと対話のつどいの中で、機会あるごとに、その必要性を話してきました。その施設がないのは、府下でも本町のみというところ、その早期実現につとめていきます。

さうして、町が将来理想とする、完全な公共下水道施設建設への第一歩にしたいと思つておられます。また、搬入車の進入道路に支障をきたしたり、そのために、三方から入る、道路などの公共施設の整備に支障をきたすおそれがあること、このセンターの敷地についても、必要敷地の周辺のみなさん、こうした私の考えをご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

「環境衛生センター」の建設位置が正式に決まりました。芝地の土地が選ばれたこと、この数年間の経過とご説明し、住民のみなさんご承知のとおり、この建設の計画が町が着手した九つは、昭和四十三年の九月でした。町や町議会の各各種団体の代表者が環境衛生センターとは、どのような施設であるかの認識を深めるため、府下各地をめぐり、関係各府県の優秀な施設を視察しました。また、四十四年早々には、町議会で「尿処理問題推進協議会」が組織されました。そして、最初に建設候補地に選ばれたのが、健康村の手に原川下流右岸の木津川沿いの土地であります。

環境衛生センターの建設



町は、昨年12月25日の町議会に環境衛生センター設置条例案を提案、賛成多数で可決されました。写真は、設置の決った田辺町三山木小字芝地先の遠景

この「環境衛生センター」の建設位置が正式に決まりました。芝地の土地が選ばれたこと、この数年間の経過とご説明し、住民のみなさんご承知のとおり、この建設の計画が町が着手した九つは、昭和四十三年の九月でした。町や町議会の各各種団体の代表者が環境衛生センターとは、どのような施設であるかの認識を深めるため、府下各地をめぐり、関係各府県の優秀な施設を視察しました。また、四十四年早々には、町議会で「尿処理問題推進協議会」が組織されました。そして、最初に建設候補地に選ばれたのが、健康村の手に原川下流右岸の木津川沿いの土地であります。

この「環境衛生センター」の建設位置が正式に決まりました。芝地の土地が選ばれたこと、この数年間の経過とご説明し、住民のみなさんご承知のとおり、この建設の計画が町が着手した九つは、昭和四十三年の九月でした。町や町議会の各各種団体の代表者が環境衛生センターとは、どのような施設であるかの認識を深めるため、府下各地をめぐり、関係各府県の優秀な施設を視察しました。また、四十四年早々には、町議会で「尿処理問題推進協議会」が組織されました。そして、最初に建設候補地に選ばれたのが、健康村の手に原川下流右岸の木津川沿いの土地であります。

この「環境衛生センター」の建設位置が正式に決まりました。芝地の土地が選ばれたこと、この数年間の経過とご説明し、住民のみなさんご承知のとおり、この建設の計画が町が着手した九つは、昭和四十三年の九月でした。町や町議会の各各種団体の代表者が環境衛生センターとは、どのような施設であるかの認識を深めるため、府下各地をめぐり、関係各府県の優秀な施設を視察しました。また、四十四年早々には、町議会で「尿処理問題推進協議会」が組織されました。そして、最初に建設候補地に選ばれたのが、健康村の手に原川下流右岸の木津川沿いの土地であります。

この「環境衛生センター」の建設位置が正式に決まりました。芝地の土地が選ばれたこと、この数年間の経過とご説明し、住民のみなさんご承知のとおり、この建設の計画が町が着手した九つは、昭和四十三年の九月でした。町や町議会の各各種団体の代表者が環境衛生センターとは、どのような施設であるかの認識を深めるため、府下各地をめぐり、関係各府県の優秀な施設を視察しました。また、四十四年早々には、町議会で「尿処理問題推進協議会」が組織されました。そして、最初に建設候補地に選ばれたのが、健康村の手に原川下流右岸の木津川沿いの土地であります。

「臭い匂いが流れてくるのが、急を要する施策であります。もう一つの事業があり、現代にふさわしい、町将来の都市化現象による住宅団地の進出と人口増加にそなえるため、現在使用中の町営のじんかい焼却場の拡張工事を田辺のボケ谷で進めています。いま、昭和三十六年九月から事業を開始したもので、現在固定式焼却炉二基で一日八トンの能力をもち、ごみの処理をしております。この焼却炉三基が完成しますと、一日四十五トンの能力が完全に焼却できるようになります。この焼却炉三基は、最新型のもので、高温焼却を目的とした機械化バッチ燃焼式で、能力は現在の約四倍となります。また、これによって、周囲に迷惑をかけないよう、エントンの高さも五十メートルに上げ、悪臭や粉じんの排出防止装置を整えることにしています。

「周辺に地価が上がるのでは」……などの声が出ています。町もこうした関係区域のみなさんが心配される声の一つ一つ取りあげ調査研究を重ね、万全の対策を積極的に講じていく方針です。

そのためには、町住民のすべてのみなさんの深いご理解のもとに、本町の「環境衛生センター」が一日も早く実現するよう一層のご協力をお願いし町も本当にきいかな住みよい町づくりを推進するため最大の努力を覚悟してまいります。

この町は、今も関係区域のみなさんと納得の行くまで、十分な話し合いをしなければならぬと考へておられます。本紙十二月号の田辺の「学生」の投稿にも見られますように、「町の立地条件の最も整ったところにつくらなければならぬ」既成観念も科学的進んで今日、科学の粋を集めてつくられる施設であるため、古い既成観念をふっしよくするに十分な施設であるのです。

そして、いま町ではこの施設の整備計画に取組んでいますが、とくにその施設の整備にあたっては、近代的な設備をもつて周辺区域のみなさんに迷惑をかけないよう、周囲に迷惑をかけるなど特別の配慮をする考へておられます。



一日四十五トンの焼却めざす 最新型の炉三基

町では、急を要する施策であります。もう一つの事業があり、現代にふさわしい、町将来の都市化現象による住宅団地の進出と人口増加にそなえるため、現在使用中の町営のじんかい焼却場の拡張工事を田辺のボケ谷で進めています。いま、昭和三十六年九月から事業を開始したもので、現在固定式焼却炉二基で一日八トンの能力をもち、ごみの処理をしております。この焼却炉三基が完成しますと、一日四十五トンの能力が完全に焼却できるようになります。この焼却炉三基は、最新型のもので、高温焼却を目的とした機械化バッチ燃焼式で、能力は現在の約四倍となります。また、これによって、周囲に迷惑をかけないよう、エントンの高さも五十メートルに上げ、悪臭や粉じんの排出防止装置を整えることにしています。

新春こう例の

町初出式に勢ぞろい

ことしは新春こう例の町消防団初出式を、さる一月七日朝から普賢寺小学校の校庭で行いました。私たちの生命と財産を火災から守る町消防団員のたのしい訓練風景は、見物のみならずに喜ばれました。(写真は、ことしの町消防団初出式の消火訓練)



町の社会福祉事業に寄附 伊藤可純さんの奥さん、富美子さん(田辺町東林)から、町の社会福祉事業に使ってほしいと、ご主人の香典から三万円の寄附を受けました。

ことし成人になった341名

記念に「さざんか」の苗木贈る



ことし成人になられた方がたをお祝いする本町の成人式は、さる一月十五日朝十時から田辺町農協の会館で行いました。「成人の日」が昭和二十三年の一月十五日に制定されて以来、毎年、全国各地でお祝いの行事が行われてきました。成人式は、昔の元服に相当する現代の風習ですが、主旨は「おとなになったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い、はげます日」となっています。この日、成人をむかえられたのは、男子百八十七名、女子百五十四名で計三百四十一名の方がたです。会場は例年ない盛況で、原田町長や寺本町協会長らからお祝いのことばを受けました。また、町からは記念に山茶花の苗木を贈りました。そのあと、みんなを代表して太田貞子さん(田辺)が力強く成人の日をむかえたいと誓いの言葉を述べました。

「みんなの力で明るい正月を」をキャッチフレーズにして、みなさんにご協力をおねがいしました。昨年同様、生活困難な世帯に六万二千五百五十円を配分しました。なお、総額四十八万一千六百八十五円。ご協力ありがとうございました。お返しは、ここに報告し厚くお礼を申しあげます。募金総額は、四十八万一千六百八十五円で、このうち老人施設や寝たきりの方へのお返しは、四万八千四百五十円、生活困難な世帯に六万二千五百五十円を配分しました。なお、総額四十八万一千六百八十五円。ご協力ありがとうございました。

「みなさんの力で明るい正月を」をキャッチフレーズにして、みなさんにご協力をおねがいしました。昨年同様、生活困難な世帯に六万二千五百五十円を配分しました。なお、総額四十八万一千六百八十五円。ご協力ありがとうございました。

二十才になったら国民年金に加入を 保険料は一月四百五十円です(一律) 加入されれば、保険料は集金してまいります。ほかに年金制度へ移って職業がかわって、ほかの年金制度へ移っても、加入期間が合算され、老齢年金が支給されます。年金は六十五才から終身支給されます。年金の額は低下して、時代の生活水準に応じて増額されていきます。王室の船に立ち寄り、川をさらに一時間程さか登ると森林に囲まれた所に水上マーケットがある。小舟に果実をいっぱい積み込んで後部に乗ってのんびり遊んでやってくるのは、日よけ笠をかぶった女性ばかりで男は夜の疲れで遊んでいるという、男性天国のようなところ。パンコックから北へ八キロの地点に第二の都市チェンマイがある。タイの美人といえはチェンマイ美人といわれるほど美人が多くて有名。ともあれパンコックの夜はすばらしくった。深夜営業や風俗営業も警官が入りに立って、いつまでもできる。むろんワイロを店よりもらうのである。またタイの一番いい「おまわりさん」とはクリスマスに交差点に立ちプレセントを一番多く市民からもらった人だといふ。ワイロが民衆に習慣づいていふ話も耳にしている。バスが行く先々へついている。みやげ売り。こどもまでが片言の英語で「二十才」と言(「バート」は十八才)と両手に木彫をかかえ、必死にバスにつめ寄る。その真剣な顔から彼らの生活がにじみ出ているようである。値切って買うのが習慣で、それに喜びを感じるというから、値切った上、サービスタクを取ると半泣きである。こちらでは最低一日八十円あれば生活できるという。そんなところだった。

家族ぐるみ

町村交通災害共済に加入を

1日一円で 交通事故は毎日毎日ふえるばかりです。死んだ人の遺族やけがをした人の不幸は今さら言うまでもありません。今日は他人の身でも明日はわが身となるかも知れません。万一の交通事故に備えて、家族ぐるみでこの共済に加入しましょう。加入者は年々ふえています。加入本町の加入者は四十六年度で三千六百三十三名です。町人口に対する加入率は十三パーセントで、残念なことには府下最下位です。みなさんの認識によってぜひ加入者を増やしたいものです。ことし四月一日から来年四月三十日まで、加入の加入をたたき受けつけています。これまで加入されている人も、これから加入される人も申し込みの手続きをしてくださいます。

加入資格は、府下の町村に住所を有する人で、住民登録または外国人登録の済んでいる人。共済掛金は一人年額三百六十五円で、うち三十五円は町が負担をします。三十三円をおおきめしてください。ただし、掛金は掛けの翌年三月三十一日までの翌年三月三十一日までの一年間、ただし組合町村外から年度の途中で転住してきた人など、特別の事情があつて四月一日以後に加入してきたときは、その受理した翌日からの残りの期間となります。災害見舞金は、死亡が五万円、六か月以上の医師の治療を要した傷害が十万円、五か月以上では五万円、一月以上では五万円、七日以上では五万円と、それぞれ段階的に見舞金が出るようになっていきます。町役場福祉課へおたづねください。

大住に分譲住宅を建設 四十八年度は二百五十戸 京都市住宅供給公社(理事長・山田副知事)はこのほど、本町大住地域に造成する分譲住宅の建設計画をまとめた発表されました。この建設計画によると、面積四十万平方メートル、総工費約百三十億円という大規模な建設事業です。四十七年度中に具体的マスタープランを作成し、造成のあと四十八年度から住宅の建設にかかるという事です。四十八年度に二百五十戸、四十九年度に三百戸(以上二階建てのテラスハウス)五十年、五十二年までにそれぞれ三百五十戸(二階建てテラスハウス二百八十戸と四階建て共同住宅七十戸)、最終年度の五十二年に三百五十戸(二階建てテラスハウス二百五十戸と四階建て共同住宅五十戸)を建設する予定です。(府政だより資料版から)

引揚者特別交付金の請求期限せまる 昭和四十二年八月一日から昭和四十二年八月十五日までの間に、本町大住地域に造成する分譲住宅の建設計画をまとめた発表されました。この建設計画によると、面積四十万平方メートル、総工費約百三十億円という大規模な建設事業です。四十七年度中に具体的マスタープランを作成し、造成のあと四十八年度から住宅の建設にかかるという事です。四十八年度に二百五十戸、四十九年度に三百戸(以上二階建てのテラスハウス)五十年、五十二年までにそれぞれ三百五十戸(二階建てテラスハウス二百八十戸と四階建て共同住宅七十戸)、最終年度の五十二年に三百五十戸(二階建てテラスハウス二百五十戸と四階建て共同住宅五十戸)を建設する予定です。(府政だより資料版から)

農地の所有権の確認を登記所で 昭和二十一年の自作農創設特別措置法(農地改革)によって、処分され売り渡された農地(一部)の所有権の登記がなされているかどうか、もう一度京都府法務局田辺出張所(登記所)で確認してください。確認のうえ、二重登記か、未登記(自分の名義になっていない)であれば、町農業委員会で手続きをします。なお、登記に際しては費用は、ことし十二月末日まではいりませんが、登記費用を支払わねばなりません。その他農地のことで困っておられることが、わからない場合は、町農業委員会の事務局へおたづねください。(町農業委員会から)

東南アジア研修の旅 タイの印象から 奥西伊左男(管内) 憲君主国のバックボーンになっているのである。日本の企業の出発も予想以上に町の至る所に日本のメーカーの看板やネオン、それに走っている車の八十八パーセントはすべて日本製である。また、この車には、サイドミラーがついていない。われわれを乗せたバスは、いつもペトカーの先導でラッシュに出くわす。反対斜線を走り、信号も無視で通過という待遇である。国家権力の強さを見る反面、ぶっそうとも感じる。九月二十九日、水上マーケットを見学のため、観光船でメナム川をさかのぼる。水上交通の発達も寺院が河岸に近い事からうかがえる。水が生活の舞台になっているのは、川の川が非常に汚い。川底が粘土質のためでもある。タイでは、この川がゴミ箱でもあり、水浴の場所でもあり、用便の所でもある。ところが、白い洗濯物が真白に洗われるのだから不思議である。左手を不潔な手として区別するタイ人にしては解さぬことであつた。川の兩岸にはタイ建築の粋をきわめた豪華な王宮、その北隣には最も格式の高い王宮の守護寺院エメラルド寺院がある。

東南アジア研修の旅 タイの印象から 奥西伊左男(管内) 憲君主国のバックボーンになっているのである。日本の企業の出発も予想以上に町の至る所に日本のメーカーの看板やネオン、それに走っている車の八十八パーセントはすべて日本製である。また、この車には、サイドミラーがついていない。われわれを乗せたバスは、いつもペトカーの先導でラッシュに出くわす。反対斜線を走り、信号も無視で通過という待遇である。国家権力の強さを見る反面、ぶっそうとも感じる。九月二十九日、水上マーケットを見学のため、観光船でメナム川をさかのぼる。水上交通の発達も寺院が河岸に近い事からうかがえる。水が生活の舞台になっているのは、川の川が非常に汚い。川底が粘土質のためでもある。タイでは、この川がゴミ箱でもあり、水浴の場所でもあり、用便の所でもある。ところが、白い洗濯物が真白に洗われるのだから不思議である。左手を不潔な手として区別するタイ人にしては解さぬことであつた。川の兩岸にはタイ建築の粋をきわめた豪華な王宮、その北隣には最も格式の高い王宮の守護寺院エメラルド寺院がある。

町政座談会から



これからの町の産業に期待すること



町では、かねてから町内で農業・茶業・商業・工業の各分野で、ご活躍されておられます。みなさんにお集りいただき、ご意見を伺い、町政の発展に努めます。

町政からは、原田町長・小田町助役・大門町助役・西垣産業課長・前川企画広報課長・司会は企画広報課の古川があたりました。

この座談会の内容をまとめてみます。

農業青年クラブの方がたは、農業を市街化区域の中で地域的に便利な位置に農業団地のようなところを設け面積を拡大し経営が成り立つような、これからの農業継承の方法を考へるべきときをきている。そのためには、早く農業地域の基盤整備に着手してほしいと思ふ、といった話が青年の方から出ていました。

茶業青年団は、現代の土地の開発で茶畑が減る一方だ。茶の生育は生産するまでに約八年の年月がかかる。もつと茶畑を大切にしたい。田辺は玉露日本一を誇る茶の町である。茶畑を減らす、むしろ茶園団地をつくって茶の振興をはかるとのこと。

町では、かねてから町内で農業・茶業・商業・工業の各分野で、ご活躍されておられます。みなさんにお集りいただき、ご意見を伺い、町政の発展に努めます。

町政からは、原田町長・小田町助役・大門町助役・西垣産業課長・前川企画広報課長・司会は企画広報課の古川があたりました。

この座談会の内容をまとめてみます。

農業青年クラブの方がたは、農業を市街化区域の中で地域的に便利な位置に農業団地のようなところを設け面積を拡大し経営が成り立つような、これからの農業継承の方法を考へるべきときをきている。そのためには、早く農業地域の基盤整備に着手してほしいと思ふ、といった話が青年の方から出ていました。

茶業青年団は、現代の土地の開発で茶畑が減る一方だ。茶の生育は生産するまでに約八年の年月がかかる。もつと茶畑を大切にしたい。田辺は玉露日本一を誇る茶の町である。茶畑を減らす、むしろ茶園団地をつくって茶の振興をはかるとのこと。

とえば、市街化区域の中で土地の整理が必要だ。それには、みなさんの承諾と協力がある。地域ごとに十分相談して進めたい。また農業地域を定めてその基盤を整備することも考えているが、それを進めるには、土地をもつておられる人たちの理解と協力が重要だ。ここで町住民のみなさんにおねがひしたいことは、道路や公共用地を整備するには土地が必要だということ。町づくりは必ず土地から、といっても過言ではないと思う。これが町がよくなる原則だと思ふ。みなさんに協力していただき、協力して進めたい。

また、これからの商業の振興については「道路に面しない人間だけが通れる商店街をつくる時期にきている。町内の工業にたいしては、町の人口の半分が田辺に住み、田辺で働けるよう町にしたいと思ふ。それには、町内の各工場の理解と協力を願いたい」とそれぞれの見解を述べました。ご出席いただきましたみなさんは、これからの田辺の産業の発展について熱心に語り合っていたと聞き、うれしく思ふ。

火災予防運動期間中夜、九時にサイレンを鳴らします

春の火災予防運動期間中、二月二十九日から三月十三日まで、毎日町消防本部や各区では、防火意識を高めるため、午後九時から二十時、サイレンを鳴らし、火災とおまじがいのないようお知らせします。

固定資産税台帳の縦覧をします

期間 きたる三月一日から三月二十日まで。(日曜日除く)

たゞし、三月十二日(日)と三月二十日(祭日)の両日は休日ですが、勤務されている方のために縦覧していただくことにしていますから、ご利用ください。

昭和四十六年中に、土地・家屋等に異動のない場合は評価額に変更ありませんが、市街化区域内農地の評価替えは行っています。

「これからの町づくり構想のなかには、産業の各分野で活躍される若いみなさんの声を十分とり入れた。産業は私たちのくらしの基盤でもある。そのためこれからの町全体の土地利用をどのようにしていくかが大きな課題である。土地利用をたてることによつて、それらの機能が十分はたせるように考えてゆきたい。」

燃えないゴミは不用の容器に入れ、定められた場所へおきまします

ゴミはナイロンの袋に入れ、収集日の朝に、定められた場所へお出しなさい。

「夫と子供を送り出した主婦をたづねて、いきなり首を絞めて殺害し、現金三万円を盗んで逃げました……」これが凶悪犯人、片岡正治(四十一才)の新聞やテレビ、あるいは街角のポスターで、ご存知のことと思います。警察では、このような凶悪犯人を全国に手配して逮捕に全力をあげています。

●手配写真によく似た人。●この人かわからず、よくうかがいしなさい。

●アパートや下宿に住んでいて近所づきあいをしなさい。

●生活が不規則で何をしてもかわからない人。●こんな人を見たり、聞いたりしたら、すぐ警察にお知らせください。

(田辺警察署から。電話〇一〇三三)

木津川をみんなでまもりましよう

木津川は私たちのいのちです。木津川の清流をいまでもまもるため、川にはゴミをすてないようにならねばなりません。

四十七年度の国家予算案に福祉年金の引き上げが盛り込まれています。扶養給付額が、年金受給者にとって、明るいニュースです。

そこで、福祉優先の予算案の中、国民年金関係のおもなものを拾って、次に紹介することになります。

あなたを目で凶悪犯人を！

●手配写真によく似た人。●この人かわからず、よくうかがいしなさい。

●アパートや下宿に住んでいて近所づきあいをしなさい。

●生活が不規則で何をしてもかわからない人。●こんな人を見たり、聞いたりしたら、すぐ警察にお知らせください。

(田辺警察署から。電話〇一〇三三)

年金だより

扶養親族数 収入限度額

五人 二百五十万円
四人 二百三十五万円
三人 二百一十五万円
二人 二百零五万円
一人 二百零五万円

障害福祉年金 月五千円(現給三千四百円)
母子、準母子福祉年金 月四千三百円(現給二千九百円)

千九百円も実施時期は、昭和四十七年十月分からとなる見込みです。

○人 百七十六万円
以上のおおりの人が年金をば、かなりの人が年金を

一方、所得制限も大市に緩和されることになっていきます。つまり、扶養給付額が、本人に一定以上の所得があれば、年金が停止されますが、その限度額も親族数に応じて、次のようになる見込みです。

正しい知識を

出生

夫婦の間に子が生まれたとき、生まれた日から十四日以内に父である夫から本籍地、所在地または生れた地の役場へ届出なければなりません。この出生届書は、産院または、産婆さんの出生証明をうけることになっていきます。生れた子は、父と母が正式に婚姻しておれば、その夫婦の子となり、父母が婚姻していないときは、法律上は母だけの子として母の戸籍に入り、母の姓名を乗らなければなりません。

また、父母が離婚したり父が死亡した後、三百日以内に生れた子は、父母夫婦の子とされ、父母と同じ戸籍に入り、父母の姓名を乗ることになります。

父母が婚姻していないときは、母の子とされた子には法律上、父がありませんから、その子の戸籍には、父の氏名は記載されません。出生後に父がその子を認める(にんじ)自分の子であると認める(こと)すれば、はじめその子の戸籍に父の氏名が記載され、父の姓名を乗ります。

婚姻とくは、正式の夫婦として認められ、法律上の父子関係が生まれます。この認知は父が役場へ認知届を出せばよいことになっていきます。なお、認知した後に父と母が婚姻すると、子は

名前のこと

生れた子に名前をつけるのは父母の責任です。名前は誰でも読むことができるようにするために、当用漢字、人名漢字または、かな文字以外の字は使えなくなりました。また、同じ戸籍内にいる人と同じ名をつけることはできません。

出生の届出は、父がしなければなりません。父がいないときは、海外旅行などで父からできないときは母が届出ることになります。

婚姻届をするときは、夫婦の姓(正確には氏)を定めなければなりません。この姓は夫または妻の何れかの姓を名乗ることになります。これは一度定めて届出ますと、あとから変更することができません。ですから届出にあたっては、事前に二人で十分相談して定めることが必要です。婚姻届がされると、普通は夫婦二人だけの戸籍が設けられ、子が生れると子はその戸籍に入ることになります。夫婦が同じ戸籍に記載されることによつて夫婦が同じ姓を名乗ることができるようになります。

このとき、婚姻によつて姓を変えなかつた夫または妻は戸籍の一番最初に記載されますが、この者を戸籍の筆頭者と呼んでいます。婚姻は男と女の二人の合意があれば、誰れでもできるのですが、ただ次のようなときは、婚姻届は許されません。

(1)男は十八才、女は十六才に達していないとき。
(2)重婚になるとき。
(3)女は離婚してから六か月を過ぎていないとき。
(4)たとへば、親子・祖父母・孫の間や叔父・叔母と甥・姪の間のように、たがいに近親者であるとき。
(5)未成年者の場合に届書に父母の同意の署名押印がないとき。

結婚式を挙げて婚姻届を出して戸籍に婚姻したことを登録しなければ、二人が本当に結ばれたことになりませんから、結婚式を挙げるときは、必ずその日に婚姻届を提出するようにしましょう。町役場では、日曜、休日であっても婚姻届は受付けることになっています。

婚姻届をするときは、夫婦の姓(正確には氏)を定めなければなりません。この姓は夫または妻の何れかの姓を名乗ることになります。これは一度定めて届出ますと、あとから変更することができません。ですから届出にあたっては、事前に二人で十分相談して定めることが必要です。婚姻届がされると、普通は夫婦二人だけの戸籍が設けられ、子が生れると子はその戸籍に入ることになります。夫婦が同じ戸籍に記載されることによつて夫婦が同じ姓を名乗ることができるようになります。

このとき、婚姻によつて姓を変えなかつた夫または妻は戸籍の一番最初に記載されますが、この者を戸籍の筆頭者と呼んでいます。婚姻は男と女の二人の合意があれば、誰れでもできるのですが、ただ次のようなときは、婚姻届は許されません。

(1)男は十八才、女は十六才に達していないとき。
(2)重婚になるとき。
(3)女は離婚してから六か月を過ぎていないとき。
(4)たとへば、親子・祖父母・孫の間や叔父・叔母と甥・姪の間のように、たがいに近親者であるとき。
(5)未成年者の場合に届書に父母の同意の署名押印がないとき。

結婚式を挙げて婚姻届を出して戸籍に婚姻したことを登録しなければ、二人が本当に結ばれたことになりませんから、結婚式を挙げるときは、必ずその日に婚姻届を提出するようにしましょう。町役場では、日曜、休日であっても婚姻届は受付けることになっています。

婚姻

婚姻届をするときは、夫婦の姓(正確には氏)を定めなければなりません。この姓は夫または妻の何れかの姓を名乗ることになります。これは一度定めて届出ますと、あとから変更することができません。ですから届出にあたっては、事前に二人で十分相談して定めることが必要です。婚姻届がされると、普通は夫婦二人だけの戸籍が設けられ、子が生れると子はその戸籍に入ることになります。夫婦が同じ戸籍に記載されることによつて夫婦が同じ姓を名乗ることができるようになります。

このとき、婚姻によつて姓を変えなかつた夫または妻は戸籍の一番最初に記載されますが、この者を戸籍の筆頭者と呼んでいます。婚姻は男と女の二人の合意があれば、誰れでもできるのですが、ただ次のようなときは、婚姻届は許されません。

(1)男は十八才、女は十六才に達していないとき。
(2)重婚になるとき。
(3)女は離婚してから六か月を過ぎていないとき。
(4)たとへば、親子・祖父母・孫の間や叔父・叔母と甥・姪の間のように、たがいに近親者であるとき。
(5)未成年者の場合に届書に父母の同意の署名押印がないとき。

婚姻届をするときは、夫婦の姓(正確には氏)を定めなければなりません。この姓は夫または妻の何れかの姓を名乗ることになります。これは一度定めて届出ますと、あとから変更することができません。ですから届出にあたっては、事前に二人で十分相談して定めることが必要です。婚姻届がされると、普通は夫婦二人だけの戸籍が設けられ、子が生れると子はその戸籍に入ることになります。夫婦が同じ戸籍に記載されることによつて夫婦が同じ姓を名乗ることができるようになります。

このとき、婚姻によつて姓を変えなかつた夫または妻は戸籍の一番最初に記載されますが、この者を戸籍の筆頭者と呼んでいます。婚姻は男と女の二人の合意があれば、誰れでもできるのですが、ただ次のようなときは、婚姻届は許されません。

(1)男は十八才、女は十六才に達していないとき。
(2)重婚になるとき。
(3)女は離婚してから六か月を過ぎていないとき。
(4)たとへば、親子・祖父母・孫の間や叔父・叔母と甥・姪の間のように、たがいに近親者であるとき。
(5)未成年者の場合に届書に父母の同意の署名押印がないとき。

婚姻届をするときは、夫婦の姓(正確には氏)を定めなければなりません。この姓は夫または妻の何れかの姓を名乗ることになります。これは一度定めて届出ますと、あとから変更することができません。ですから届出にあたっては、事前に二人で十分相談して定めることが必要です。婚姻届がされると、普通は夫婦二人だけの戸籍が設けられ、子が生れると子はその戸籍に入ることになります。夫婦が同じ戸籍に記載されることによつて夫婦が同じ姓を名乗ることができるようになります。

このとき、婚姻によつて姓を変えなかつた夫または妻は戸籍の一番最初に記載されますが、この者を戸籍の筆頭者と呼んでいます。婚姻は男と女の二人の合意があれば、誰れでもできるのですが、ただ次のようなときは、婚姻届は許されません。

(1)男は十八才、女は十六才に達していないとき。
(2)重婚になるとき。
(3)女は離婚してから六か月を過ぎていないとき。
(4)たとへば、親子・祖父母・孫の間や叔父・叔母と甥・姪の間のように、たがいに近親者であるとき。
(5)未成年者の場合に届書に父母の同意の署名押印がないとき。

婚姻届をするときは、夫婦の姓(正確には氏)を定めなければなりません。この姓は夫または妻の何れかの姓を名乗ることになります。これは一度定めて届出ますと、あとから変更することができません。ですから届出にあたっては、事前に二人で十分相談して定めることが必要です。婚姻届がされると、普通は夫婦二人だけの戸籍が設けられ、子が生れると子はその戸籍に入ることになります。夫婦が同じ戸籍に記載されることによつて夫婦が同じ姓を名乗ることができるようになります。

このとき、婚姻によつて姓を変えなかつた夫または妻は戸籍の一番最初に記載されますが、この者を戸籍の筆頭者と呼んでいます。婚姻は男と女の二人の合意があれば、誰れでもできるのですが、ただ次のようなときは、婚姻届は許されません。

(1)男は十八才、女は十六才に達していないとき。
(2)重婚になるとき。
(3)女は離婚してから六か月を過ぎていないとき。
(4)たとへば、親子・祖父母・孫の間や叔父・叔母と甥・姪の間のように、たがいに近親者であるとき。
(5)未成年者の場合に届書に父母の同意の署名押印がないとき。

婚姻届をするときは、夫婦の姓(正確には氏)を定めなければなりません。この姓は夫または妻の何れかの姓を名乗ることになります。これは一度定めて届出ますと、あとから変更することができません。ですから届出にあたっては、事前に二人で十分相談して定めることが必要です。婚姻届がされると、普通は夫婦二人だけの戸籍が設けられ、子が生れると子はその戸籍に入ることになります。夫婦が同じ戸籍に記載されることによつて夫婦が同じ姓を名乗ることができるようになります。

このとき、婚姻によつて姓を変えなかつた夫または妻は戸籍の一番最初に記載されますが、この者を戸籍の筆頭者と呼んでいます。婚姻は男と女の二人の合意があれば、誰れでもできるのですが、ただ次のようなときは、婚姻届は許されません。

(1)男は十八才、女は十六才に達していないとき。
(2)重婚になるとき。
(3)女は離婚してから六か月を過ぎていないとき。
(4)たとへば、親子・祖父母・孫の間や叔父・叔母と甥・姪の間のように、たがいに近親者であるとき。
(5)未成年者の場合に届書に父母の同意の署名押印がないとき。

婚姻届をするときは、夫婦の姓(正確には氏)を定めなければなりません。この姓は夫または妻の何れかの姓を名乗ることになります。これは一度定めて届出ますと、あとから変更することができません。ですから届出にあたっては、事前に二人で十分相談して定めることが必要です。婚姻届がされると、普通は夫婦二人だけの戸籍が設けられ、子が生れると子はその戸籍に入ることになります。夫婦が同じ戸籍に記載されることによつて夫婦が同じ姓を名乗ることができるようになります。

このとき、婚姻によつて姓を変えなかつた夫または妻は戸籍の一番最初に記載されますが、この者を戸籍の筆頭者と呼んでいます。婚姻は男と女の二人の合意があれば、誰れでもできるのですが、ただ次のようなときは、婚姻届は許されません。

(1)男は十八才、女は十六才に達していないとき。
(2)重婚になるとき。
(3)女は離婚してから六か月を過ぎていないとき。
(4)たとへば、親子・祖父母・孫の間や叔父・叔母と甥・姪の間のように、たがいに近親者であるとき。
(5)未成年者の場合に届書に父母の同意の署名押印がないとき。

婚姻届をするときは、夫婦の姓(正確には氏)を定めなければなりません。この姓は夫または妻の何れかの姓を名乗ることになります。これは一度定めて届出ますと、あとから変更することができません。ですから届出にあたっては、事前に二人で十分相談して定めることが必要です。婚姻届がされると、普通は夫婦二人だけの戸籍が設けられ、子が生れると子はその戸籍に入ることになります。夫婦が同じ戸籍に記載されることによつて夫婦が同じ姓を名乗ることができるようになります。

このとき、婚姻によつて姓を変えなかつた夫または妻は戸籍の一番最初に記載されますが、この者を戸籍の筆頭者と呼んでいます。婚姻は男と女の二人の合意があれば、誰れでもできるのですが、ただ次のようなときは、婚姻届は許されません。

(1)男は十八才、女は十六才に達していないとき。
(2)重婚になるとき。
(3)女は離婚してから六か月を過ぎていないとき。
(4)たとへば、親子・祖父母・孫の間や叔父・叔母と甥・姪の間のように、たがいに近親者であるとき。
(5)未成年者の場合に届書に父母の同意の署名押印がないとき。

婚姻届をするときは、夫婦の姓(正確には氏)を定めなければなりません。この姓は夫または妻の何れかの姓を名乗ることになります。これは一度定めて届出ますと、あとから変更することができません。ですから届出にあたっては、事前に二人で十分相談して定めることが必要です。婚姻届がされると、普通は夫婦二人だけの戸籍が設けられ、子が生れると子はその戸籍に入ることになります。夫婦が同じ戸籍に記載されることによつて夫婦が同じ姓を名乗ることができるようになります。

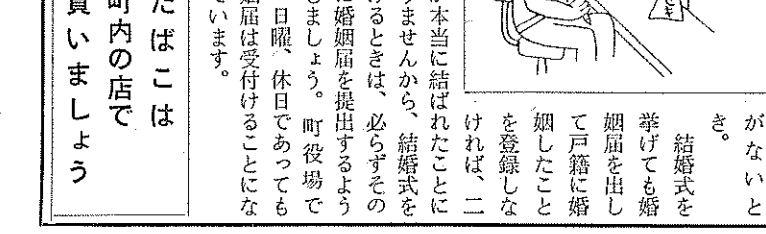
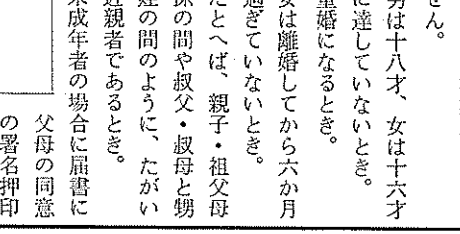
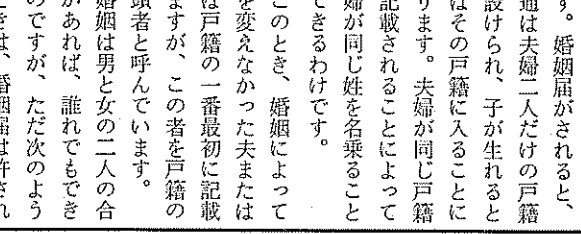
このとき、婚姻によつて姓を変えなかつた夫または妻は戸籍の一番最初に記載されますが、この者を戸籍の筆頭者と呼んでいます。婚姻は男と女の二人の合意があれば、誰れでもできるのですが、ただ次のようなときは、婚姻届は許されません。

(1)男は十八才、女は十六才に達していないとき。
(2)重婚になるとき。
(3)女は離婚してから六か月を過ぎていないとき。
(4)たとへば、親子・祖父母・孫の間や叔父・叔母と甥・姪の間のように、たがいに近親者であるとき。
(5)未成年者の場合に届書に父母の同意の署名押印がないとき。

婚姻届をするときは、夫婦の姓(正確には氏)を定めなければなりません。この姓は夫または妻の何れかの姓を名乗ることになります。これは一度定めて届出ますと、あとから変更することができません。ですから届出にあたっては、事前に二人で十分相談して定めることが必要です。婚姻届がされると、普通は夫婦二人だけの戸籍が設けられ、子が生れると子はその戸籍に入ることになります。夫婦が同じ戸籍に記載されることによつて夫婦が同じ姓を名乗ることができるようになります。

このとき、婚姻によつて姓を変えなかつた夫または妻は戸籍の一番最初に記載されますが、この者を戸籍の筆頭者と呼んでいます。婚姻は男と女の二人の合意があれば、誰れでもできるのですが、ただ次のようなときは、婚姻届は許されません。

(1)男は十八才、女は十六才に達していないとき。
(2)重婚になるとき。
(3)女は離婚してから六か月を過ぎていないとき。
(4)たとへば、親子・祖父母・孫の間や叔父・叔母と甥・姪の間のように、たがいに近親者であるとき。
(5)未成年者の場合に届書に父母の同意の署名押印がないとき。



町内の店で買いましよう

特集

印鑑登録は手帳制に

不正やまちがいを防ぐ

新しい印鑑についての条例が、さる十二月町議会で成立しました。新条例は、印鑑にまつわる不正やまちがいを少しでも防ぐために、印鑑登録手帳制、一、代理の場合の委任状の義務づけ、二、本人に対する確認方法、三、役場の印鑑事務処理の合理化など新しい印鑑システムを導入した内容のもので、この条例は、昭和四十七年四月一日から実施されます。ただし、それまでに登録された印鑑については、昭和四十八年三月三十一日まで、これまでどおりでよいのですが、その間に新条例によって登録替えをしてもよろしいこととなります。この条例の改正にあたって、みなさんご理解とご協力をとくにお願いします。

土地の売買・金銭の貸借 身元公証などに欠かせない 印鑑

昔から印鑑は、その人の証明をしないように、また首とひきかえるとまで言われるゆえんです。ところが、中には印鑑をむきがあるように使われているところがあるようです。かんたんに他人にまかせせるなど、まちがいを起すことも多々あります。夫婦や親子の間柄でも、印鑑の登録や証明書交付のときは、役場ではまことに注意して処理にあたっています。したがって、これまでの制度では、じゅうぶんといえない面もありました。そこで、まちがった印鑑

昭和四十七年四月一日から新条例が実施されます。印鑑登録をされたすべての人に、この手帳を交付します。手帳には、登録番号・印鑑証明書の番号・登録された印鑑の印影・登録された印鑑の印影・登録された印鑑の印影が記載されています。印鑑を登録するとき、証明書の交付をうけたいとき、やむを得ず代理人(夫婦・親子の間柄でも)に頼む場合は、必ず委任状を

田辺町条例第29号 田辺町印鑑登録及び証明に関する条例(抄)

(目的) 第1条 この条例は、印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めることを目的とする。 (登録資格) 第2条 本町に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)または、外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定にもとづき登録されている者は、1人1個の印章に限り町長に申請することにより、印鑑の登録を受けることができる。ただし、禁治産者および意思能力のない未成年者は、印鑑登録を申請することができない。 (登録申請) 第3条 印鑑の登録を受けようとする者は、みづから出頭し、別に定める印鑑登録申請書に自署押印し、印章をそえて、町長に申請しなければならない。 2 前項の申請をしようとする者が、病気その他やむを得ない理由により、みづから出頭して申請することができないときは、当該印章を押し込んだ委任状をそえて代理人により申請することができる。 (未成年者または準禁治産者の登録申請) 第4条 意思能力のある未成年者または準禁治産者が印鑑登録の申請をするときは、その者の法定代理人または保佐人の同意書をそえなければならない。 (登録申請の不受理および拒否) 第5条 町長は、つぎの各号の一に該当する印章については、印鑑登録申請を受理しないものとする。 1 戸籍、住民票または外国人登録原票に記載されている氏名・氏・名または氏と名の一部を組合せたものであつたもの(名に付するは、漢字・ひらがな・カタカナにかたがなで替えられているものを除く。) 2 職業・屋号等、氏名以外の事項を含むもの。 3 ゴム印その他印面の変化しやすいもの。 4 流し込み・機械ぼり等により多量に製造されているもの。 5 印面の大きさが、一辺の長さ20ミリの正方形に収まらないもの。または一辺の長さが6ミリメートルの正方形に収まるもの。 6 印面がき損またははげしているもの。 7 印面が変形したもの。または模様が入っているもの。 8 現に登録されているもの。 9 印影の照合が困難と認められるもの。 10 その他特に町長が不適当と認められるもの。 2 町長は登録申請が本人の意思にもとづくものであるか否か疑わしいとき、その他登録申請の受理が不適当と認めるときは、これを拒否することができる。 (事実の確認) 第6条 町長は印鑑登録の申請があつたときは、その事実を確認するために申請人に対し別に定める文書により、照会し回答を求めなければならない。 2 申請人は前項の照会に対して回答書を提出しなければならない。 (印鑑登録および手帳の交付) 第7条 町長は前条の規定により、登録事実を確認したときは、その印鑑を登録し印鑑登録を受けた者(以下登録者という)に対して印鑑登録手帳を交付する。ただし、特別な事情があるときは、前項の規定にかかわらず当該申請が本人の意思に基づいてなされたものと確認されるときは印鑑を登録し、印鑑登録手帳を交付することができる。 2 印鑑登録手帳が損壊もしくは汚損により使用できなくなったとき、申請に基づき再交付することができる。 (手帳の返還) 第8条 登録者がつぎの各号の一に該当することとなつたときは、印鑑登録手帳を町長に返還しなければならない。 1 登録している印鑑を廃止しようとするとき。 2 前条第2項の規定により再交付を受けようとするとき。 3 紛失した印鑑登録手帳を再発見したとき。 4 第11条の規定により印鑑登録が削除されたとき。 (印鑑登録票の記載事項変更) 第9条 省 略 (登録廃止の届出) 第10条 登録者がつぎの各号の一に該当することとなつたときは、みづから出頭して別に定める印鑑登録廃止届書に自署押印して、印章と手帳をそえて町長に届けなければならない。 1 印鑑登録を廃止しようとするとき。 2 登録印章または印鑑登録手帳を紛失したとき。 3 登録印章がき損またははげ損等の原因により、登録印鑑であることが確認できなくなったとき。 2 紛失・盗難等により登録印章または印鑑登録手帳を当該届出にええることができなかつたときは、その事由を届出書に記載しなければならない。 3 第1項の届出には第3条第2項・第4条の規定を準用する。 (印鑑登録票の削除) 第11条 省 略 (印鑑登録証明) 第12条 登録してある印鑑は、登録者の申請により町長が証明する。 2 前項の証明は、複写機により作成した印鑑登録票の写しに認印を押し交付するものとする。 (印鑑登録証明書の交付申請) 第13条 登録者が印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、みづから出頭して別に定める印鑑登録証明申請書に自署し、印鑑登録手帳をそえて、町長に申請しなければならない。 2 前項の申請をしようとする者が、病気その他やむを得ない理由のためみづから出頭して申請することができないときは、本人が自署し登録印章を押し込んだ委任状に、登録者の印鑑登録手帳をそえて代理人より申請することができる。 3 町長は、必要があると認めるときは登録印章の提示を求めることができる。 4 第1項の申請には第4条の規定を準用する。 (印鑑登録証明の拒否) 第14条 省 略 (事実調査) 第15条 省 略 (印鑑証明) 第16条 特別の理由により、この条例の定めるところの印鑑登録証明書を交付することができないときは、町長は別に定めるところによりおこなうものとする。 (閲覧の禁止) 第17条 印鑑登録票および関係書類の閲覧は、法令の規定により請求があつた場合を除きこれを禁止する。 (委任) 第18条 この条例に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。 (関係条例の廃止) 第2条 田辺町印鑑条例(昭和32年田辺町条例第1号。以下「旧条例」という。)は廃止する。 (経過措置) 第3条 この条例の施行の際、現に旧条例の規定により登録されている印鑑については、この条例の施行の日から昭和48年3月31日までの間は、この条例の規定により登録されたものとみなす。 2 この条例による印鑑登録手帳に関する規定は、前項の印鑑については適用しない。 3 第1項に規定する印鑑の証明については、この条例の規定にかかわらずなお従前の例による。 4 第1項に規定する印鑑の登録者が、この条例の施行の日から昭和48年3月31日までの間に、同一印章を用いて、この条例の規定による登録申請をしたときは、第6条の規定にかかわらず、事実確認の手続きを省略することができる。 この期間内に切り替えが行なわれなかつた者の印鑑票を、継続して印鑑登録を受ける意思がないものとして、昭和48年3月31日をもって削除する。

任状が必要で、委任状のかきかたは、手帳にそのひながたがのつています。 証明書は 複写機で さききのべたように、手帳制となることで、印鑑証明書の作成は、これまでの手書き式から、戸籍の謄本のように印鑑を登録した「印鑑票」を複写機で複写(これを「印鑑登録証明書」とよびます)して交付します。 これまでは、本人であるかの確認が困難をきたして、本人の登録意思を確かめることになっていました。また、印影を肉眼でみて照合するといった非科学的な方法をとつてきたところから、手帳制と複写式を導入することにより、印鑑事務処理のまじがいを防ぎ、早くできることとなるわけですから、事務の合理化と「待ち時間」をできるだけ短かくしようとするネライからです。 一、印鑑の登録申請 本人が登録しようとする

ハンコを持って役場住民課へきてください。病気その他やむを得ない理由で本人がこられないときは、代理人に依頼することになりますが、この場合は登録しようとするハンコと代理人のハンコおよび本人が書いた委任状を添えて提出してください。 二、照会—回答 印鑑を登録するとき、いざいざ大事な行為。印鑑の登録申請書が提出されたら、登録申請人が、はたして本人かどうか。文筆で照会し回答書によって本人の登録意思を確かめることになっていきます。照会文書が届きましたら、回答書も添えてありますから、その回答書へ必要事項を記入して書き入れ、登録するハンコを押して持参してください。回答書と引きかえに印鑑登録手帳をお渡しします。(ただし、本人自身が役場に來り運搬免許証等があり、本人であることが認められるときは、すぐに印鑑を登録し登録手帳をお渡しします) もし、三十日を過ぎても回答書の提出がないときは登録申請をとり消すことになり、また、郵便で送

られたときは、登録手帳をお渡しできませんのでご注意ください。 三、現に登録されている印鑑の取り扱い 新条例は昭和四十七年四月一日から実施されます。しかし、昭和四十七年三月三十一日までに、すでに登録している印鑑は、向う一年間(昭和四十八年三月三十一日まで)は、そのままにしておいても、さしつかえがなく、これまでどおり印鑑証明書の交付をうけられます。 ところで、昭和四十八年四月一日以後は無効となり登録手帳から消されてしまいます。できるだけ早く、新条例によって登録替えをしてください。印鑑証明書の必要とき、その他の用件で役場へ來られた折にすまされと便利。現在、登録されているハンコを持って本人がお出でになれば、即日登録替えし、印鑑登録手帳をお渡しします。ただし、登録してあるハンコが欠けたり、すり減つたりしているもの。また、新条例で登録できないとされているハンコは切り替えができませんので、新しいハンコで申請をしない

してください。 四、印鑑登録証明書の交付 新らしい条例では、印鑑証明が、印鑑登録証明に変わりました。前にのべましたように登録票を複写して交付します。証明書があるときは、本人が印鑑登録手帳をもって役場住民課へおこしてください。 それだけに印鑑にまつわる不正事件もはらんでいきます。こうしたことから、この改正は思い切つた、きびしい内容のものとなっています。「印鑑は自分みづから行使するもの」。条例は、この基本をこらぬいいます。このことから、他人や家人に登録や証明を代行させる場合の取り扱いはきびしくしたものです。次は「印鑑の心得」といふものをあげてみました。 一、他人にむやみに貸さない。 二、白紙委任状はしない。 三、捨て印は、むやみに押さない。 四、押印する書類は、よく読んで。 五、紛失した印鑑が出てきても使わない。 なお、このことについてくわしくは、住民課へおたづねください。

柄でも)他の人が登録している印鑑は登録できません。 印鑑の再認識 世の中が複雑になってくると、印鑑証明書の需要がますますふえてまいります。それだけに印鑑にまつわる不正事件もはらんでいきます。こうしたことから、この改正は思い切つた、きびしい内容のものとなっています。「印鑑は自分みづから行使するもの」。条例は、この基本をこらぬいいます。このことから、他人や家人に登録や証明を代行させる場合の取り扱いはきびしくしたものです。次は「印鑑の心得」といふものをあげてみました。 一、他人にむやみに貸さない。 二、白紙委任状はしない。 三、捨て印は、むやみに押さない。 四、押印する書類は、よく読んで。 五、紛失した印鑑が出てきても使わない。 なお、このことについてくわしくは、住民課へおたづねください。